

## 住宅品質確保法第94条第1項に定める新築住宅の建設工事請負契約をする場合の取り扱い

1 新築住宅の建設工事を請負う場合に受注者が講じる資力確保措置の内容（保険加入か保証金供託か）を記載するため、[様式第1号の3]建設工事請負契約書を使い、別紙（責任保険）か別紙（保証金供託）のいずれかの様式を契約書に添付する。

共同企業体の場合には、企業体の構成員が別紙のそれぞれの用紙に記入して添付させるが、共同企業体で保険に加入した場合にはその旨を記入する。また、共同企業体の場合で保険金供託の場合には、建設瑕疵担保負担割合が出資比率と同じかを確認する。

2 [様式第1号の2]条項の第44条を取消し、[様式第1号の3]差替条項【住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項の適用を受ける場合用】を契約書に添付する。

3 施行日 平成21年12月15日